

# 福井県報

第 33 号  
令和元年  
8月27日(火)  
火・金曜日 発行  
1月1890円 郵送料共

## 告示

— 目次 —

○県営土地改良事業に係る換地処分（  
一一九・福井農林総合事務所）……………一  
公 告

○政府調達に関する協定の適用を受け  
る調達契約に係る一般競争入札の落  
札者の決定（二件・原子力環境監視  
センター）……………一  
公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施（  
一一九・生活環境課）……………一  
○技能検定員審査の実施（一一〇・運  
転免許課）……………三  
○教習指導員審査の実施（一一一・同  
）……………四

## 告示

福井県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）  
第89条の2第9項の規定に基づき、県営土  
地改良事業小羽地区（全工区）に係る換地処  
分をしたので、同条第10項において準用す  
る同法第54条第4項の規定により公告する  
。

令和元年8月27日

福井県知事 杉本 達治

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達  
契約に係る一般競争入札の落札者を決定した  
ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の  
特例に関する規則（平成7年福井県規則第8  
2号）第13条第1項の規定により、次のと  
おり公示する。

令和元年8月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
伝送機能付電子線量計観測局通信多重化  
事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称  
および所在地  
福井県原子力環境監視センター  
福井県敦賀市吉河37-1

- 3 落札者を決定した日  
令和元年8月2日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社日立製作所 福井支店  
福井県福井市中央1丁目3-12
- 5 落札金額  
191,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年6月21日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達  
契約に係る一般競争入札の落札者を決定した  
ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の  
特例に関する規則（平成7年福井県規則第8  
2号）第13条第1項の規定により、次のと  
おり公示する。

令和元年8月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
キュービクル型観測局の通信二重化（測  
定機器更新）事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称  
および所在地  
福井県原子力環境監視センター  
福井県敦賀市吉河37-1
- 3 落札者を決定した日  
令和元年8月2日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社日立製作所 福井支店  
福井県福井市中央1丁目3-12
- 5 落札金額  
100,656,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年6月21日

## 公安委員会告示

福井県公安委員会告示第119号

警備業法（昭和47年法律第117号。以  
下「法」という。）第22条第2項第1号に  
規定する警備員指導教育責任者講習（以下  
「新規取得講習」という。）および警備員指導  
教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講  
習等に関する規則（昭和58年国家公安委員  
会規則第2号）第6条に基づく法第22条第  
2項第1号に規定する警備員指導教育責任者  
講習（以下「追加取得講習」という。）を次  
のとおり実施する。

令和元年8月27日

福井県公安委員会

委員長 夔川 健治

- 1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類別  
、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	令和元年10月15日(火)から 令和元年10月23日(水)まで	20名
	追加取得講習	令和元年10月18日(金)から 令和元年10月23日(水)まで	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	新規取得講習	令和元年10月15日(火)から 令和元年10月21日(月)まで	20名
	追加取得講習	令和元年10月18日(金)から 令和元年10月21日(月)まで	

日曜日、土曜日および天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に定める休日を除く。

## 2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

## 3 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

(イ) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(ロ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ハ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限

る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

(ニ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(ホ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

イ 追加取得講習

3号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、アの各号のいずれかに該当する者

(2) 4号警備業務

ア 新規取得講習

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 追加取得講習

4号警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間  
令和元年9月9日(月)から同年9月20日(金)までの午前9時から午後5時まで（定員になり次第受付を終了する。）

日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める国民の祝日を除く。

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

(ロ) 追加取得講習の受講を希望する者にあつては、資格者証等の写し 1通

イ 3号警備業務

(イ) 3(1)ア(イ)に該当する者

ア 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

イ 履歴書 1通

(ロ) 3(1)ア(ロ)に該当する者

ロ 当該警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ハ) 3(1)ア(ハ)に該当する者

ハ 当該警備業務に係る2級検定合格証の写し 1通

イ 警備業務従事証明書 1通

(ニ) 3(1)ア(ニ)に該当する者

当該警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(ホ) 3(1)ア(ホ)に該当する者

ア 当該警備業務に係る旧2級検定合格証明書の写し 1通

イ 警備業務従事証明書 1通

ウ 4号警備業務

エ 警備業務従事証明書 1通

(イ) 履歴書 1通

(4) 手数料

ア 3号警備業務

エ 新規取得講習 38,000円

(イ) 追加取得講習 14,000円

イ 4号警備業務

エ 新規取得講習 34,000円

(イ) 追加取得講習 10,000円

なお、納付された受講手数料は、返還しない。  
講習に関する問合せ先  
福井県警察本部生活安全部生活環境課  
電話0776-22-2880(内線3192、3187) または各警察署生活安全課(係)

6 その他  
(1) 委託先  
本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了検査

講習終了後、福井県公安委員会が修了検査を行い、当該講習の課程を修了した

と認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

福井県公安委員会告示第120号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月27日

福井県公安委員会

委員長 菱川 健治

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(中型二種)、技能検定員審査(大型二種)および技能検定員審査(普通二種)

(2) 期日

令和元年10月10日(木)および同年10月11日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄また

は3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能講習または学科講習についての技能もしくは知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

提出期限

令和元年9月13日(金)

(3) その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)および技能検定員審査(牽引)

(2) および技能検定員審査(牽引)

当該審査に用いられる自動車を運転することができ、免許を受けていること。

イ 技能検定員審査(大型二種)

大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証(大型)の交付を受けていること。

ウ 技能検定員審査(中型二種)

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証(中型)の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)および技能検定員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に志し、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

3 令和元年8月27日(火) 福井県報第33号

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査  
次の表の左欄に掲げる審査項目に  
じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査  
細目について、同表の右欄に掲げる審  
査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容ととなっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	技能検定の実施に関する知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	5パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等  
坂井市春江町針原第58号10番地  
福井県警察本部交通部運転免許課 (電  
話 0776-51-2820)

福井県公安委員会告示第121号  
道路交通法(昭和35年法律第105号)

第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月27日

福井県公安委員会

委員長 菱川 健治

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)および教習指導員審査(普通二種)

(2) 期日

令和元年10月10日(木) および同年10月11日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地  
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書  
イ 運転免許証の写し  
ウ 次のいずれかに該当する者は、それ

それに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能もしくは知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者  
(ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者  
(エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地  
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和元年9月13日(金)

(3) その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件  
ア 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)および教習指導員審査(牽引)  
当該審査に用いられる自動車を運転することができると認められていること。

イ 教習指導員審査(大型二種)

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(大型)の交付を受けていること。

ウ 教習指導員審査(中型二種)

大型自動車第二種免許または中型自

自動車第二種免許および教習指導員資格者証（中型）の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査（普通二種）

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（普通二種）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式の場合は85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習指導員として必要な		技能試験の方法に準じて行うものとし

教習に関する技能	自動車の運転技能	、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となつてい事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式の場合は85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地  
福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

令和元年八月二十七日印  
令和元年八月二十七日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県福井市文京一丁目十九番二十

福井県  
高桑印刷(株)

☎ 六三三二番